

定例教育委員会会議録

平成25年2月21日

平成24年度坂井市教育委員会会議録（概要）

日 時：平成25年2月21日(木) 午後1時30分より4時10分まで
場 所：坂井市役所第2別館 大会議室

【会議日程】

- 1 委員長あいさつ
- 2 教育委員会会議録(概要)の承認について
- 3 教育長報告
- 4 議 案
 - 議案第30号 坂井市給食費徴収規則の一部を改正する規則について
 - 議案第31号 坂井市指定文化財の名称変更について
 - 議案第32号 坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会表彰について
 - 議案第33号 坂井市公民館長の選任について
 - 議案第34号 就学指定校の変更許可について
- 5 協議事項
 - ・坂井市武道館条例の一部を改正する条例について
 - ・坂井市水泳プール条例の一部を改正する条例について
 - ・坂井市立図書館条例の一部を改正する条例について
 - ・平成24年度坂井市一般会計補正予算（第8号）にかかる概要説明について
 - ・平成25年度坂井市一般会計当初予算にかかる概要説明について
- 6 その他
 - ・行事予定(3月分)について
 - ・その他

【出席者】

教育委員	小寫義昭委員長、青柳裕職務代理者、竹田裕喜子委員 喜多正之委員、川元利夫教育長
教育部	渡邊教育部長、向川事務局次長、甲斐教育審議監
教育施設整備課	紘本課長
学校教育課	前川課長
生涯学習スポーツ課	坪田参事
文化課	川上課長
図書館	高野館長
事務局書記	庄納参事、萬道課長補佐

【会議の成立】

教育部長 ただいま、委員数5名、出席委員数5名であるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により定足数に達するので、会議の成立を宣言する。

委員長 (あいさつ)

【会議録の承認】

委員長 1月29日に開催した定例教育委員会について、事務局の説明を求める。

事務局次長 (会議録概要説明)

委員長 質問等はないか。ないようであれば、会議録について承認する。
各委員は委員会終了後、会議録への署名を願いたい。

【教育長の報告】

教育長

- ・学校では学年のまとめの時期を迎えており、中学校では高校入試を控え大切な時期である。
- ・インフルエンザは特に三国地区方面で流行っているようである。
- ・春江中学校については、引き続き、学校開放やあいさつ運動などを続けている。
- ・学級復帰支援員の岩井俊二先生の講演会について。
- ・地教連事務局の閉鎖について。
- ・人事については、今年は遅れている。

委員長 今のお話について、ご質問等はあるか。

竹田委員 岩井先生のお話は我々も聞くことができるか？

教育長 お時間があれば、ぜひ聞いていただきたい。

教育審議監

いじめ体罰問題について、福井県の状況は、新聞でも2回ほど記事になっている。

調査は、県から、「部活動、それ以外で、いじめ、体罰、気がかりな事由はなかったか？」という内容の調査があった。

坂井市では気がかりな事案として2件の回答をしたが、細かな聞き取りをした結果、体罰にはあたらないとの判断であった。県では来週の日曜にすべての校長対象の研修会を予定している。

青柳委員
教育審議監

誰が判定して体罰にあたらないというのか

県からの調査官が、個別に本人や校長に対し、一件につき40分程度の聞き取りをした。

教育部長

いじめ対策基本法では、いじめや体罰の定義は、を受けた側が苦痛を感

じたら体罰ということである。

喜多委員 大津市の条例は掘んでいるか。

教育部長 見ているがまだである。

学校教育課長 インフルエンザの状況について報告。現在までで9校で学年閉鎖、または学級閉鎖となっている。流れは三国から坂井・丸岡へと流れている。

委員長 この時期、いつも気になることである。

教育長 おかげさまで中学3年生には広がっていない。

【議案第30号 坂井市給食費徴収規則の一部を改正する規則について】

委員長 これについて事務局からの説明をお願いします。

学校教育課長 (内容説明)
給食費は材料相当分をいただいていたが、それを見直すものである。光熱水費の一部の負担をお願いしますものである。学校職員や給食センター職員の負担を増やすというものである。
学校と給食センターの金額の差は、給食を取る日数の差である。

委員長 これについて何かご質問等はあるか。

委員長 日数の差とはどういうことか。

学校教育課長 給食センター年間200日、学校190日の設定で、学校は遠足など、行事のあるときは、給食がない。

竹田委員 光熱水費の徴収というのはどうでしょうか。

教育部長 学校給食法では、児童生徒の給食費は材料費のみとなっているが、職員については、その限りではない。給食調理に必要な直接経費の一部を負担していただくということである。

喜多委員 先生方には給食も仕事の一環であるから、あんまり値上げするのも気

の毒な気がする。

委員長 実際、光熱水費は上がっているのか。

学校教育課長 新しい給食センターができると、相当増えることになる。

委員長 特にほかにご意見がなければ、「議案第 30 号坂井市給食費徴収規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第 30 号坂井市給食費徴収規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり承認する。

【議案第 31 号 坂井市指定文化財の名称変更について】

委員長 これについて事務局からの説明をお願いします。

文化課長 (議案内容の説明)
奇安にある「黄楊堂」を「黄楊の旧跡」に名称変更するものである。周辺部も含めた史跡であるとの認識である。

委員長 これについて何かご質問等はあるか。

青柳委員 「奇安(よりやす)」というのは「寄安」ではないのか。

文化課長 「奇安」で「よりやす」と読むようである。

委員長 特にほかにご意見がなければ、「議案第 31 号坂井市指定文化財の名称変更について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第 31 号坂井市指定文化財の名称変更について」は、原案のとおり承認する。

【議案第 32 号 坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会表彰について】

委員長 これについて事務局からの説明をお願いします。

事務局次長 (議案内容の説明)
3 月 31 日をもって退職される教職員の功労賞、優秀な功績のあった教

職員の功績賞、小中学生の後期での奨励賞である。
承認いただければ、伝達についても協議願いたい。

- 委員長 これについて何かご質問等はあるか。
- 青柳委員 教職員には県からの永年勤続表彰はないのか
- 教育長 20年、30年とあるが、昔とは変わって金封などはない。
- 委員長 丸岡RUCKは前期に表彰したが、年に2回となってもよいものか。
- 事務局次長 表彰の選考を年に1回にすると、まとめられるのだが、現在の選考方法だと、基準に該当するために、その都度選ばれることになる。
- 委員長 奨励賞は年度に1回でもよいのではないか。頑張っていることは認めるが、一年間をトータルにとらえて表彰してもよいのではないか。強いチームだと、これからもあり得るし、値打ちがない感じがする。
- 事務局次長 文化面の表彰でも、こういったことは起きるので、一つ一つを捉えるか、年間で把握して奨励賞とするか、検討が必要かもしれないので、ご意見をいただけるとありがたい。
- 教育長 11月の表彰式では奨励賞を表彰しないでおくとどうか。
- 竹田委員 団体の場合、時期によってメンバーが少し変わっているというのはあるかもしれない。でも団体の名前は一緒なので、「また」という感じになる。団体表彰は難しい。
- 委員長 規定の中に年度内1回などと、明記してはどうか。
団体表彰は個人には何もないのか。
- 教育部長 団体に楯を贈っていて、個人には記念品はない。表彰の回数などは、この場で規定を改めていくことは良いと思う。
- 教育長 がんばっているのを認めてあげたい。
- 喜多委員
教育部長 毎回、奨励賞の文面は同じか。
同じである。競技や大会名はその都度違うが。
- 教育長 前回はサッカーで、今回はフットサルという違いはある。競技としては全く違う。

竹田委員 楯に大会名などが書いてあれば、良いのではないか。

委員長 RUCKレディース自身は、それぞれの大会の賞状をもらっているわけだから、奨励賞は一つでもよいのではないか。

教育部長 受賞回数の制限を、規則の中で定めてもよい。

委員長 活躍が華々しいとき、別の賞を設けて表彰するなら賛成できるが。

竹田委員 たとえば絵画や作文での重複は、前にもあったような覚えがある。同じ生徒だった。

教育長 奨励賞は審査を年間に一回にして表彰すればよいのではないか。

竹田委員 そのときに2つあれば2つにするのか。

教育部長 そうではなくて、いくつあっても年度に一つの賞である。

事務局次長 伝達については、奨励賞だけ別途に教育委員会表彰式をするということでもよい。

委員長 それでは、まとめると、今回は規則に則って出すが、次年度からは、規定を見直して、選考は年に1度にし、表彰も1回にするということによろしいか。
教職員の功労賞、功績賞についてはこれでよろしいか。
特にほかにご意見がなければ、「議案第32号坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会表彰について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第32号坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会表彰について」は、原案のとおり承認する。

【議案第33号 坂井市公民館長の選任について】

委員長 これについて事務局からの説明をお願いします。

生涯学習スポーツ課参事 (議案内容の説明)

- 委員長 何かご意見ご質問等はあるか。
これはどこかに掲載されるのか
- 生涯学習スポーツ課参事 各公民館だよりなどには載ると思う。
- 教育長 元市職員もおられるが、地域からの推薦で出ているのであって、こちらからお願いしたのではない。
- 喜多委員 推薦の方法をもっとアピールしたほうが良い。そうでないと天下りだと誤解を招くのではないか。
- 委員長 人選のルールについて確認するが、期間の縛りは例外を認めるが、70歳以上は駄目だということによいか。
- 教育長 地域からの信頼を得て選ばれているので、期間は長くなっても仕方がないと考える。しかし、年齢だけはなるべく守っていただきたいと思う。
- 竹田委員 旧町からのでの公民館であるから、体質や温度差はあるのか。
- 教育長 公民館の体質というより、区長、まちづくり協議会、公民館長などの協働が求められるが、地域によっては、それがうまく噛み合わなくて不協和音になっているところがある。
合併前は、それぞれのやり方があったのだと思うが、合併後は、公民館長は、区長さんを代表とする「地域」に選んでほしいと依頼した。だが、1月に就任したばかりの区長にはわからないということで、前年の9月くらいに人選をしてほしいということでやってきたが、まちづくり協議会との関係で話合いが進まないところがあったりした。
館長自身、かじ取りがうまくできない場合もある。
難しいがとても大事なことなので、慎重に進めている。
- 青柳委員 まち協と区長会は同じ総務課主管ではないか。
- 教育長 総務部同士、手を取り合って進めているが、問題もいろいろである。
- 青柳委員 任期が一年では何もできないという声も聞くが、一年で変わるかも知れないと思うと、先を見越したことができないと。
- 教育長 そんなことはない。ほとんどの方が継続されて推薦されているので辞めることはない。
- 青柳委員 自分のカラーを出そうという意欲がなくなって、無難に努めようとい

う考えになるとの話を聞いた。

委員長 ほかにご意見がなければ、「議案第 33 号坂井市公民館長の選任について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第 33 号 坂井市公民館長の選任について」は、原案のとおり承認する。

【議案第 34 号 就学指定校の変更許可について】

委員長 これについて事務局からの説明をお願いします。

学校教育課長 (議案内容の説明)
4 月からの新規 7 件である。

委員長 これについて何かご質問はあるか。

委員長 ご意見がなければ、「議案第 34 号 就学指定校の変更許可について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第 34 号 就学指定校の変更許可について」は、原案のとおり承認する。

来月の定例教育委員会は、3 月 26 日 (火) 午前 10 時からに決定。

【平成 25 年 2 月 坂井市定例教育委員会 審議結果】

平成 25 年 2 月 21 日 (1 日間) に開催された定例教育委員会審議の結果を報告する。

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第 30 号	坂井市給食費徴収規則の一部を改正する規則について	H25. 2. 21	原案承認
議案第 31 号	坂井市指定文化財の名称変更について	H25. 2. 21	原案承認
議案第 32 号	坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会表彰について	H25. 2. 21	原案承認
議案第 33 号	坂井市公民館長の選任について	H25. 2. 21	原案承認
議案第 34 号	就学指定校の変更許可について	H25. 2. 21	原案承認

上記のとおり会議の顛末を記し、これを証するために署名する。

平成 25 年 3 月 26 日

教育委員長	小 島 義 昭
職務代理者	平 柳 裕
委 員	竹 田 裕 喜 子
委 員	喜 多 正 之
教 育 長	川 元 利 夫
会議録調製職員	庄納 俊明 萬道 浩子